

○立命館大学大学院先端総合学術研究科研究科則

2012年2月17日

規程第955号

(趣旨)

第1条 この研究科則は立命館大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第49条の2にもとづき、先端総合学術研究科の授業科目、修了に必要な単位数、単位認定その他の教育課程に関する事項について定める。

(研究科、専攻および課程の英文表記)

第2条 研究科、専攻および課程の英文表記は次の各号のとおりとする。

- (1) 先端総合学術研究科 Graduate School of Core Ethics and Frontier Sciences
- (2) 先端総合学術専攻 Major in Core Ethics and Frontier Sciences
- (3) 一貫制博士課程 Doctoral Program in Core Ethics and Frontier Sciences

(教育研究上の目的)

第3条 本研究科は、現代の諸科学分野に共有された主題群を学際的で国際的な知の生産を意識した「プロジェクト研究」によって追求することを通じて、新たな研究領域の創出を担う先端的で総合的な知の探求者、制作者としての次世代の研究者を養成することを目的とする。

(入学時期)

第4条 本研究科の入学時期は、4月および9月とする。

(授業言語)

第5条 本研究科での授業言語は、日本語とする。

(教育課程の編成)

第6条 先端総合学術専攻一貫制博士課程の授業科目は、基礎講読科目、応用講読科目、主題別科目、サポート科目、プロジェクト科目、他大学院科目および大学院科目に分類して配置する。

2 前項に定める授業科目のほか、研究科横断科目を設ける。

(授業科目)

第7条 本研究科が自ら開設する授業科目の名称、単位および授業方法ならびに科目区分による分類は、別表1のとおりとする。

2 研究科横断科目の授業科目の名称・単位数、授業方法、必修科目・選択科目・自由科目の別および配当年次は、立命館大学大学院研究科横断科目規程に定める。

(転入学以前に修得した単位の認定)

第8条 本研究科に転入学する以前に大学院において修得した科目の単位は、30単位を上限に、本研究科において履修し、修得したものとみなすことがある。

2 前項の規定により修得したものとみなす単位は、研究科教授会の議を経て、研究科長が認定する。

(一貫制博士課程の修了に必要な単位数)

第9条 先端総合学術研究科一貫制博士課程の修了に必要な単位数は、別表1に定める必修科目・選択科目・自由科目の別を必修とする授業科目を含めて38単位以上とする。ただし、自由科目の単位を含めることはできない。

(修士の学位を取得するために必要な単位数)

第10条 立命館大学学位規程第9条第2項により修士の学位を修得するために必要な単位数は、「情報生産プロジェクト演習Ⅰ」、「情報生産プロジェクト演習Ⅱ」、「情報生産プロジェクト演習Ⅲ」および「情報生産プロジェクト演習Ⅳ」を除く別表1の授業科目から、「プロジェクト予備演習Ⅲ」を含めて30単位以上とする。ただし、自由科目の単位を含めることはできない。

(一貫制博士課程早期修了の申請)

第11条 大学院学則第35条ただし書により修了すること(以下「早期修了」という。)を希望する者は、次の各号に定める書類を添えて研究科長に申し出なければならない。

- (1) 履歴書および研究業績一覧
- (2) 博士論文作成までの研究計画書

2 前項の申出期日は、研究科教授会において定める。

(早期修了申請の認定)

第12条 研究科長は、前条の申出があった者について、審査のうえ、研究科教授会の議を経て申出を認めることがある。

(一貫制博士課程早期修了候補者の履修条件の緩和)

第13条 前条により一貫制博士課程早期修了の申請を認められた者(以下「一貫制博士課程早期修了候補者」という。)は、次の各号に定める授業科目について配当年次にかかわらず履修することができる。

- (1) プロジェクト予備演習Ⅰ
- (2) プロジェクト予備演習Ⅱ
- (3) プロジェクト予備演習Ⅲ

- (4) 情報生産プロジェクト演習Ⅰ
- (5) 情報生産プロジェクト演習Ⅱ
- (6) 情報生産プロジェクト演習Ⅲ
- (7) 情報生産プロジェクト演習Ⅳ

(一貫制博士課程早期修了の認定)

第14条 一貫制博士課程早期修了候補者が、修了を希望する学期の終了時に大学院学則第35条第1項の修了要件を満たした場合、研究科長は、研究科教授会の議を経て課程の修了を認めることができる。ただし、在学期間に関する修了要件は、大学院学則第35条第1項、第2項または第3項のただし書の期間とする。

(改廃)

第15条 この研究科則の改廃は、先端総合学術研究科教授会の議を経て、大学協議会で行う。

附 則

- 1 この研究科則は、2012年4月1日から施行する。

附 則 (2012年3月16日 教学委員会の設置に伴う一部改正)

この研究科則は、2012年4月1日から施行する。

附 則 (2013年1月28日 改廃手続の変更に伴う一部改正)

- 1 この研究科則は、2013年4月1日から施行する。

附 則 (2014年2月8日 立命館大学学位規程の一部改正に伴う一部改正)

この研究科則は、2014年2月8日から施行し、2013年4月1日から適用する。

附 則 (2015年4月14日 「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」の施行に伴う一部改正)

この研究科則は、2015年4月14日から施行し、2015年4月1日から適用する。

附 則 (2016年2月19日 大学院学則の変更に伴う一部改正)

この研究科則は、2016年2月19日から施行し、2015年4月1日から適用する。

附 則 (2024年7月26日 教学改革による教育課程の編成ならびに授業科目の追加および削除ならびに研究科横断科目の設置に伴う一部改正)

- 1 この研究科則は、2025年4月1日から施行する。

- 2 前項にかかわらず、2025年3月31日に在籍する学生については、なお従前の例による。ただし、改正後の第6条第2項および第7条第2項は、2025年3月31日に在籍する者に適用する。

附 則（2025年1月10日 授業科目の単位数、必修・選択・自由の別の修正に伴う一部改正）

- 1 この研究科則は、2025年4月1日から施行する。
- 2 2012年4月1日施行のこの研究科則第7条別表の「特殊講義Ⅰ」、「特殊講義Ⅱ」、「特殊講義Ⅲ」および「特殊講義Ⅳ」ならびに「単位互換科目」の選択必修を、自由から選択に変更する。

附 則（2025年3月14日 一貫制博士課程の修了要件および修士学位の取得要件に係る科目名称の修正に伴う一部改正）

- 1 この研究科則は、2025年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、2025年3月31日に在籍する学生については、なお従前の例による。

別表1

先端総合学術専攻一貫制博士課程

科目区分	科目名	単位数	授業方法	必修・選択・自由の別	配当年次
基礎講読科目	超領域講読演習	4	演習	選択	1・2・3・4・5
応用講読科目	公共講読演習	2	演習	選択	1・2・3・4・5
	生命講読演習	2	演習	選択	1・2・3・4・5
	共生講読演習	2	演習	選択	1・2・3・4・5
	表象講読演習	2	演習	選択	1・2・3・4・5
主題別科目	公共論	2	講義	選択	1・2・3・4・5
	生命論	2	講義	選択	1・2・3・4・5
	共生論	2	講義	選択	1・2・3・4・5
	表象論	2	講義	選択	1・2・3・4・5
	特殊講義	2	講義	選択	1・2・3・4・5
サポート科目	デジタルデザイン	2	講義	選択	1・2・3・4・5
	アカデミックライティング	2	講義	選択	1・2・3・4・5
	リサーチマネジメント	2	講義	選択	1・2・3・4・5
プロジェクト科目	プロジェクト予備演習Ⅰ	2	演習	選択	1・2・3・4・5
	プロジェクト予備演習Ⅱ	2	演習	選択	2・3・4・5

	プロジェクト予備演習Ⅲ	2	演習	選択	2・3・4・5
	超領域実践プロジェクト	2	演習	選択	1・2・3・4・5
	情報生産プロジェクト演習Ⅰ	2	演習	必修	3・4・5
	情報生産プロジェクト演習Ⅱ	2	演習	必修	3・4・5
	情報生産プロジェクト演習Ⅲ	2	演習	必修	4・5
	情報生産プロジェクト演習Ⅳ	2	演習	必修	4・5
他大学院科目	単位互換履修科目	1～4	講義	選択	1・2・3・4・5
大学院科目	大学院コーオプ演習	2	演習	自由	1・2・3・4・5